平成18年　（ワ）第７９３号　損害賠償請求事件
原告　三好　政寛　他３名
被告　信越放送株式会社　他３名

原告らの和解についての考え方

２００７年１０月１５日

東京地方裁判所民事第４４部合Ｂ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　　海　渡　雄　一

同　　日　隅　一　雄

原告
住所　[redacted]
氏名　三　好　政　寛

住所　同所
氏名　三　好　由　子

住所　[redacted]
氏名　三　好　一　徳

住所　[redacted]
氏名　矢　野　裕　子

前回期日において裁判所より和解のご提示があったため、もし我々が裁判所より前回期日にご提示のあった和解勧告を受け入れるとするならば、私達原告の本件訴訟の目的である、

１．原告の訴えている「包括的な過失責任」を公に認め、謝罪すること

及び

２．確固とした「包括的かつ本質的な再発防止対策」を確立すること

を被告４者がそれぞれ実現することを条件とさせて頂きます。具体的な条件につきましては、以下の第１及び第２に示させていただきます。

第１および第２の条件を付加する理由は、被告４者のこれまでの対応からこの条件が必

要不可欠と判断せざるを得ないためと、何よりも世間一般に公開して、被告４者以外の同じような事故要因を潜在的に持つ組織、企業に所属する方々と、本件事故と同じような犠牲者になりかねない多くの方々に警鐘を鳴らすことで、本件事故と同種の事故の再発が防止され、本件事故で亡くなった我々原告の最愛の家族　故三好志奈、を含む４名の方々のような犠牲者と私達原告のような遺族がこれ以上増えないことを願うためです。

また、和解手続きにおいては、被告４者が、我々原告の提示した条件を受け入れて和解が成立した場合に限って、本件訴訟においての我々原告の目的が達成されることになりますので、賠償額は原告代理人２名への訴訟費用支払い分、１,０００万円のみとさせて頂きます。

しかし、被告４者が原告の提示条件に応じず、和解交渉が決裂した場合には、裁判所による判決となりますので、賠償額は訴状に記載したとおりの金額を要求します。において和解に関する原告の考え方を述べましたが、あくまで、我々原告は被告４者に事故再発防止のために必要な改善策を真に実行せしめるには、判決を下していただくことが望ましいと考えています。裁判官殿の公正なご判断により、被告４者の過失、そして改善策実行の必要性が判決において明確に指摘されることを、切に願ってやみません。

第１　各当事者の責任の所在と原告らに対する謝罪について

（被告ＳＢＣについての和解案）

１　被告ＳＢＣは、本件事故が、

①本件事故がヘリコプター取材の必要性と危険性に関する判断を誤ったこと、

②同社の航空取材の手引き（甲１３）で規定されている「デスクが現地の地理条件および気象条件の確認をすること」を日常的に行っておらず、事故当日もこれを怠ったため、取材目的地が送電線による事故の危険が高い地域であることを中日本航空、搭乗スタッフに徹底する措置を採らなかったこと、

③被告ＳＢＣによるヘリ取材がそのカメラ防振装置の性能不足から日常から低空飛行をくり返し、航空安全上危険な状態をくり返していたにもかかわらず、長年にわたってコストを理由に、高性能カメラ防振装置の導入を怠ってきたこと、

④それにもかかわらず、被告ＳＢＣによるヘリ取材がそのカメラ防振装置の性能不足から、日常から低空飛行をくり返し、航空安全上危険な状態をくり返していたこと

⑤航空取材マニュアルを航空取材指示の任に当たる報道局長、報道部長およびデスクに周知徹底を図るための、専用講習などを全く行ってこなかったこと

⑥事業改善勧告と事業改善命令を過去に各一回ずつ受けており、さらに吸収したエースヘリコプターを含めると、事故件数が圧倒的に他社を上回るような、被告中日本航空と、取材契約を行い、これを継続してきたこと

に起因することを認め、原告らに謝罪すると共にそれを全国紙２社以上および自社のHPにてその内容を公表しなければならない。

２　被告ＳＢＣは、本件事故後の対応において、自らの責任や立場を顧みない言動を社長以下の幹部が繰り返したこと、さらには本件裁判においても乙７号証のような高性能カメラ防振装置の導入状況について虚偽の証拠申請を行うことなどによって、原告らを深く傷つけたことを認め、原告らに謝罪すると共にそれを全国紙２社以上および自社の HP にてその内容を公表しなければならない。

（被告中日本航空についての和解案）

３　被告中日本航空は、本件事故が度重なる業務改善命令・同勧告を受けながら、本件事故の際に最低安全高度ギリギリの低空飛行を行い、さらには飛行前に送電線の位置を明確に情報として共有する体制をとらず、送電線の位置の記載された地図を携行させるなどの安全措置を採らなかったことに起因することを認め、原告らに謝罪すると共にそれを全国紙２社以上および自社の HP にてその内容を公表しなければならない。

（被告中部電力についての和解案）

４　被告中部電力は、本件事故は平成５年１２月２３日に、本件に極めて類似した送電線との接触事故を自社の管理する送電線について引き起こしながら、高さ６０メートル以上の送電線について、国の指導にもかかわらず、航空障害標識の設置を怠ったことに起因するものであることを認め、原告らに謝罪すると共にそれを全国紙２社以上および自社の HP にてその内容を公表しなければならない。

（被告国についての和解案）

５　被告国は、本件事故が全国に多数の高さ６０メートル以上の送電線が、航空障害標識のない状態で放置されていることを予見することができたにもかかわらず、本件事故に至るまで、これらの送電線について航空障害標識の設置状況を調査・確認し、違法な状態を解消する措置を執らなかったことに起因することを認め、原告らに謝罪すると共にそれを全国紙２社以上および自社の HP にてその内容を公表しなければならない。

第２　航空障害物に起因する航空事故の再発防止策について

１　被告国は、送電線だけでなく航空障害物全体について、これらに起因する航空事故発生の未然防止策を検討するための委員会を国土交通省の下に発足させること、この委員会においては、平成１５年５月１４日の「航空障害灯等の規制のあり方に関する検討会報告」の妥当性を含めて再検討すること原告に約束し、さらにその開催開始時期を原告に提示した上で、全国紙２社以上および国土交通省の HP にてその内容を公表しなければならない。

２　被告国は、この委員会には、放送事業者、航空会社、電力会社および高層建築物など航空上危険な構造物を設置する団体の代表を含めることとする。

3　被告国は、この委員会において、速やかに送電線以外の航空障害物を含めて、航空法に規定されているすべての航空障害物に航空障害標識が確実に設置されるよう、期限を切って、整備計画を立て公表しなければならない。また、被告中部電力は、かかる国の整備計画の下で、自らの整備計画を、期限を切って策定し、原告らにその期限と内容を報告した上で、全国紙２社以上および国土交通省の HP にてその内容を公表しなければならない。

4　被告国は、この委員会においては、航空機の操縦者が操縦中に即時に進行経路におけるすべての航空障害物の存在を認知することのできるシステム（別添　三好一徳「航空事故防止策の提案」参照）の開発及び全ての航空会社への普及を、被告国の主導の下で、放送事業者、航空会社、電力会社および高層建築物など航空上危険な構造物を設置する団体等の財政的な負担の下に行うことを約束する。また、被告中日本航空は、当該システムの導入を含め、本件事故と同種の事故を二度と起こさないための安全管理体制を構築し、その公開期限と内容について、期限を切って原告らに報告した上で、全国紙２社以上および国土交通省の HP にてその内容を公表しなければならない。

5　被告国は、この委員会の提言を公表し、当該提言の内、現行法制の下でも実施可能なものについては業界規則などとして周知徹底させて即時適用し、法改正、規則改正の必要なものについては、被告国は速やかに実施されるよう努力するものとする。

6　被告ＳＢＣは、高性能防振カメラ装置を搭載しないヘリコプターによる取材飛行をしてはならない。

7　被告ＳＢＣは、現行の航空取材マニュアルを見直し、見直し後のマニュアルについての専用社内講習を継続的に実施し、デスクが現地の地理条件および気象条件の確認をするなど、航空取材を行うに当たって、その危険性の有無、安全策について自らの収集した情報に基づいて、正確に判断できる体制を期限を切って確立し、また実現しなければならない。そして、如何なる体制を確立し、実現するかについて時期と内容を原告に提示した上で、全国紙２社以上および自社の HP にて公表しなければならない。

以　上